

## 消費者団体等活動支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、地域における多様な主体による消費者問題に関する活動を支援するため、民間団体が実施する事業に要する経費に対し、地方消費者行政活性化基金管理運営要領（平成21年2月3日付け府国生第54号内閣府国民生活局長通知。）に基づき、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象団体)

第2 補助の対象となる民間団体（以下、「団体」という。）は、長野県内に事務所を有する団体とし、次の各号の条件を全て満たすものとする。

(1) 営利を目的としないこと。

(2) その行う活動が次のいずれにも該当するものであること。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする者ではないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団員でないこと。また、暴力団員の統制の下にないこと。

### (補助対象事業)

第3 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、第1の趣旨に即し長野県内において実施する学習会・講演会等とし、次の各号全てに該当するものとする。

(1) 次に掲げる、消費者問題に関する事業のいずれかであること。

ア 自立した消費者の育成や消費者被害の未然防止に関する事業

イ 食の安全・安心に関する事業

ウ その他、消費者問題に関して地域全体の対応力向上が図られると認められる事業

(2) 平成 25 年 2 月末日までに事業が完了するものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象としない。

- (1) 国又は県の支出する補助金等の交付を受ける事業
- (2) 国又は県が出資する財団法人等から助成金の交付を受ける事業
- (3) 市町村の支出する消費者行政活性化事業補助金の交付を受ける事業
- (4) 宗教的活動に関する事業
- (5) 政治的活動に関する事業
- (6) 公序良俗に反する事業
- (7) 専ら特定の企業、団体及び個人の利益を追求する事業
- (8) 団体の構成員のみを対象にした事業

(補助対象経費及び補助金額)

第 4 補助金の額は、補助事業に要する別表のア欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額の 10 分の 10 の額から同表のイ欄に掲げる収入の額を控除した額（1,000 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とし、一団体、100 万円を限度とする。）以下とする。

(補助金交付の条件等)

第 5 次に掲げる事項は、補助金交付の条件とする。

- (1) 補助対象事業の内容又は補助対象経費の総額若しくは補助対象経費の配分の変更（いずれも 20 パーセント以内の変更を除く。）をしようとするときは、速やかに知事に申請し、その承認を受けること。
- (2) 複数の補助事業を実施する場合において、事業相互間において補助対象経費を流用（いずれの事業においても、補助対象経費の変更が 20 パーセント以内であるものを除く。）しようとするときは、速やかに知事に申請し、その承認を受けること。
- (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに知事に報告し、その承認を受けること。
- (4) 補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が発生した場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を長野県に納入させることがあること。

(交付申請書等)

第 6 規則第 3 条に規定する申請書は、消費者団体等活動支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）によるものとする。

2 規則第 3 条に規定する関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 事業実施計画書 (様式第 2 号)

(2) 事業実施に係る収支予算書 (様式第 3 号)

3 前項第 1 号に規定する書類は補助対象事業ごとに作成し、同項第 2 号に規定する書類は、同項第 1 号の補助対象事業を包括した内容で作成すること。

(変更承認の申請等)

第 7 第 5 の第 1 号、2 号又は第 3 号の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる書類を提出して行うものとする。

(1) 補助対象事業の内容又は補助対象経費の総額若しくは補助対象経費の配分の変更

消費者団体等活動支援事業計画変更承認申請書 (様式第 4 号)

(2) 補助対象事業相互間における補助対象経費の流用

消費者団体等活動支援事業計画変更承認申請書 (様式第 4 号)

(3) 補助事業の中止又は廃止

消費者団体等活動支援事業中止 (廃止) 承認申請書 (様式第 5 号)

(交付申請の取下げ)

第 8 規則第 7 条第 1 項の規定による申請の取下げは、消費者団体等活動支援事業補助金交付申請取下書 (様式第 6 号) を、当該補助金の交付決定の通知を受理した日から 10 日以内に知事に提出して行うものとする。

(実績報告書等)

第 9 規則第 12 条第 1 項に規定する実績報告書は、消費者団体等活動支援事業実績報告書 (様式第 7 号) によるものとする。

2 規則第 12 条第 1 項に規定する関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 事業実績報告書 (様式第 8 号)

(2) 事業実施に係る収支精算書 (様式第 9 号)

(3) 事業実施に当たり使用した各種資料

3 前項第 1 号に規定する書類は補助対象事業ごとに作成し、同項第 2 号に規定する書類は、同項第 1 号の補助対象事業を包括した内容で作成すること。

4 第 1 項及び第 2 項に規定する書類の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日とする。

(補助金交付の請求)

第 10 団体が補助金の交付を請求しようとするときは、消費者団体等活動支援事業補助金交付請求書 (様式第 10 号) を知事に提出するものとする。

2 団体が必要に応じ補助金の概算払を受けようとするときは、消費者団体等活動支援事業補助金概算払請求書（様式第 11 号）を知事に提出するものとする。

（補助金の返還）

第 11 団体が次の各号に掲げる事項に該当することが判明したときは、補助金の全部又は一部を返還するものとする。

（1）偽り又は不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。

（2）補助金を対象事業以外に、又は対象経費以外に使用したとき。（自己資金を除く事業に係る総収入額（補助金の交付決定額を含む。）が総事業費を上回った場合を含むものとする）

（3）補助事業を中止し、縮小し、又は期間内に完了できなかったとき。

2 各号に該当する場合の補助金の返還方法については、別に定める。

（書類の保管等）

第 12 補助対象事業に要する経費については、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を明確にし、関係書類とともに補助対象事業を完了した日又は廃止した日の属する年度の翌年度から 5 年間保管しておかなければならない。

（消費税等の取扱い）

第 13 消費税等の取扱いは、次の各号に掲げる区分に従うものとする。

（1）消費税申告業者が補助金申請をする時、補助対象事業の仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合は、これを減額して申請する。

（2）申請時に明らかでなく、その後補助対象事業の仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合は、実績報告時にこの額を減少して報告する。

（3）実績報告時に明らかでなく、消費税申告時に補助対象事業の仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、消費者団体等活動支援事業消費税等確定報告書（様式第 12 号）により速やかに知事に報告し、この額に補助率を乗じて得た額を返還する。

（補則）

第 14 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 6 月 29 日から施行する。

別 表 (第4関係)

<p>ア 補助対象経費</p>	<p>補助事業を実施するために必要な以下の区分に掲げる経費とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 謝金 (講師等に関するものに限る)</li> <li>② 旅費交通費 (講師等に関するものに限る)</li> <li>③ 印刷製本費</li> <li>④ 消耗品費</li> <li>⑤ 通信運搬費</li> <li>⑥ 会場使用料</li> </ul>
<p>イ 補助金算定上、控除する収入</p>	<p>補助事業を実施するための次の収入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 分担金</li> <li>② 負担金</li> <li>③ 寄付金</li> <li>④ 事業収入</li> <li>④ その他事業実施に係る収入</li> </ul>